

大阪市立玉出小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月1日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「ともに学び、自他を大切にする子どもを育成する」ために「玉出小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① 全教職員で全児童を育み、チーム体制を確立させることで日常の情報交換を密にする。
- ② 「いじめを絶対に許さない・見逃さない」ことを教職員が共通理解し、児童への指導にあたる。
- ③ いじめに関するアンケートおよび学校生活アンケートを行い、未然防止・早期発見に努める。
- ④ 校内の様子だけでなく、家庭、地域と連携し、校外の情報も収集する。

3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 学習活動を通じて話し合い活動を取り入れるようになり、違う意見を受け止められるようになる。
- ② 児童が主体的に学習できるように、学び合いの授業を実践する。
- ③ 理科・高学年の算数科において、教科担任制の授業を実施し、言語活動の充実を図り、児童の考えを深め、高め合う授業づくりを行う。
- ④ 教科担任制の授業のよさを生かし、指導内容の充実を図ることで、確かな学力の定着を図る。
- ⑤ 落ち着いて授業ができるように「静かをつくる」を実践する。
- ⑥ ユニバーサルデザイン教育を進め、「どの児童もわかる授業づくり」をめざす。

(2) 自己有用感を高めるために（児童会活動やキャリア教育の計画等から）

- ① 特別活動を中心に、全ての教育活動を通して、児童一人ひとりのよさが発揮され、達成感を味わいながら、互いを認め合う人間関係づくりに取り組む。
- ② たてわり班活動や他校園間交流による交流を深めることで、相手を思いやる態度を育てる。
- ③ ピア・サポートや話し合い活動を通して、人とのつながりを感じられる集団づくりに努める。
- ④ キャリア教育に取り組む中で、夢や希望を持ち、人のために役に立つ人間になろうと思う心を育てる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ① 日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは絶対に許されないもの」という雰囲気を学校全体に広める。
- ② 人権教育年間計画を作成し、計画に基づいて実践を行う。
 - ・ 命の大切さや互いを思いやることの大切さに気づく。
 - ・ いじめを絶対に許さない気持ちを育てる。
 - ・ 「傍観者」もいじめに加担していることに気づく。
 - ・ 情報モラルに関する意識を高める。

4. いじめの早期発見についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ① 月に1度生活指導全体会を行い、各学年の児童の様子について情報交換をする。
- ② いじめに関するアンケートや学校生活アンケートの結果を共有し、必要に応じて聞き取りを行う。
- ③ 心の天気や日ごろからの観察等を通して、児童の様子をモニタリングし、必要に応じて聞き取りをする。
- ④ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど活用する等、外部機関との連携を強化し、問題の解決にあたる。

5. いじめの早期解決についての取り組み

＜基本姿勢＞

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- ① いじめの事案があれば、速やかに「校内いじめ対策委員会」を立ち上げる。
- ② 「校内いじめ対策委員会」で指導・支援体制を組み、教職員全体で共有化する。
- ③ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

＜いじめられた児童に対して＞

徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

- ・ いじめられた児童が信頼できる人（家庭・地域）と連携し、寄り添い、支える体制を整える。
- ・ 「あなたは悪くない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるように留意する。
- ・ 心のケアが必要な場合、玉出中学校に常駐するスクールカウンセラーと連携を図る。
- ・ 必要に応じて、「こども相談センター」や「子育て支援室」などの外部機関と連携を図る。

＜いじめた児童に対して＞

- ・ いじめは人格を傷つけ、生命、身体を脅かす行為であることを理解させ、家庭と連携して、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- ・ 生活背景にも目を向ける。
- ・ 心のケアが必要な場合、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。
- ・ 必要に応じて、「こども相談センター」「子育て支援室」などの外部機関と連携を図る。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内いじめ対策委員会

(構成) 管理職、生活指導部長・当該学年担当、人権教育主担
※事案に応じて、養護教諭等を加える。

(役割)

- ・ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動に関わる情報の記録や収集、共有を行う。
- ・ いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開き、迅速な情報の共有、関係児童への聞き取り、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

【年間計画】

【情報交換の場】

- ・ 生活指導全体会（月1回）
※生活指導部会と特別支援部会を合同で行い、児童の共通理解を図る。

【調査等】

- いじめに関するアンケート調査
- ① 年間2回
 - ② 学校生活アンケート調査
 - ③ 保護者アンケート調査

【研修会】

- ・ 特別支援教育校内委員会
- ・ 三区合同人権研修会

(2) 保護者や地域・関連機関との連携

- ① ホームページや学校だよりなどにより情報発信・啓発を行う。
- ② 学校協議会へ提案し、協力体制をつくる。
- ③ 教育委員会との相談および地域諸団体や関連機関への参加要請を行う

(3) 取組内容の検証

- ① 「運営に関する計画」に基づき検証し、P D C Aサイクルの活用で改善を図る。
- ② 実施したアンケート結果を分析し、全教職員での共通理解を図り、未然防止の推進・再発防止について改善方法を探る。

7. 重大事案への対処

- ① 教育委員会及び関係諸機関と連携する。
 - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 「いじめ対策委員会」が中核となって、誠意ある対応に努める。
 - ・隠蔽せず、誠意ある対応に努め、窓口の一本化を図る。
 - ・調査組織を設置し、事実関係の明確化に努める。
 - ・被害児童及びその保護者へ適切な情報提供を行う。
 - ・教育委員会へ報告し、解決に向けて迅速かつ適切に対応する。

※ いじめ発見の際の流れ

